

ソノラス・コート油壺

重要事項説明書

株式会社ソノラス

重要事項説明書

作成日 令和3年 7月 1日

1 事業主体概要

事業主体名	株式会社ソノラス
代表者名	代表取締役 伊東 鐘賛
所在地	〒107-0052 東京都港区赤坂一丁目7番1号 赤坂榎坂ビル4階
電話番号／FAX番号	TEL 03-5549-2600／ FAX 03-5549-2600
ホームページアドレス	http://www.sonorous.co.jp
設立年月日	昭和 60年 12月 18日
直近の事業収支決算額※	(収益)2,405.4百万円 (費用) 1,892.2百万円 (損益) 513.1百万円
会計監査人との契約	<input checked="" type="checkbox"/> 無 ・ 有 ()
他の主な事業	介護保険指定事業 (訪問介護、通所介護)

※ 原則として、収益は売上高+営業外収益、費用は売上原価+販売費および及び一般管理+営業外費用、損益は経常利益とする。

2 施設概要

施設名	ソノラス・コート油壺	
所在地	〒238-0246 神奈川県三浦市尾上町18番	
施設の類型及び表示事項	類型	1 介護付 <input checked="" type="checkbox"/> 一般型 外部サービス利用型 2 住宅型 3 健康型
	居住の権利形態	<input checked="" type="checkbox"/> 1 利用権方式 2 建物賃貸借方式 3 終身建物賃貸借方式
	入居時の要件 (その他の条件)	1 自立 2 要介護 3 要支援・要介護 <input checked="" type="checkbox"/> 4 自立・要支援・要介護 ()
	介護保険	<input checked="" type="checkbox"/> 1 県指定介護保険特定施設 (番号:1472700465 指定年月日:平成18年4月1日) 2 介護保険在宅サービス利用可
	居室区分	1 全室個室 (夫婦居室含む) <input checked="" type="checkbox"/> 2 相部屋あり
	提携ホームの利用等	<input checked="" type="checkbox"/> 無 ・ 有 ()
開設年月日	平成 17年 3月 1日	
管理者氏名	五十川 義人	
電話番号／FAX番号	TEL 046-883-3800 / FAX 046-883-3812	
メールアドレス	-	
交通の便	<ul style="list-style-type: none"> ・ 京浜急行三崎口駅より京浜急行バス三崎港行15分 (5km) ⇒天神町下車徒歩13分 (1km) ・ タクシーの場合は、三崎口駅から約15分 	
ホームページアドレス	http://www.sonorous.co.jp/aburatubo/	

敷地概要	権利形態	所有 ・ 借地				
	(借地の場合の契約形態)	通常借地契約 ・ 定期借地契約				
	(借地の場合の契約期間)	2018年 7月 18日～ 2048年 7月 17日				
	(通常借地契約における自動更新条項の有無)	無 ・ 有				
	敷地面積	11,253.9㎡				
抵当権の設定	無 ・ 有					
建物概要	権利形態	所有 ・ 借家				
	(借家の場合の契約形態)	通常借家契約 ・ 定期借家契約				
	(借家の場合の契約期間)	2018年 7月 18日～ 2048年 7月 17日				
	(通常借家契約における自動更新条項の有無)	無 ・ 有				
	建物の構造	鉄筋コンクリート造 地下1階 地上5階建 (一部4階建) (耐火・準耐火・ その他)				
	延床面積	19,919.5㎡ (うち有料老人ホーム 19,381.29㎡)				
	建築年月日	平成2年10月31日建築				
	改築年月日	年 月 日改築				
建築確認時の主要用途	有料老人ホーム ・ その他(共同住宅)					
抵当権の設定	無 ・ 有					
居室概要	居室総数 226室 定員 246人(一時介護室を除く)					
	1 全室個室 ・ 2 相部屋あり					
(内訳)		定員	トイレ	浴室	面積	室数
	リタイアメント リビング(自立棟)	121名	無 有	無 有	44.29～79.8 ㎡	106室
	一時介護室		無 有	無 ・有	15.6～38.8 ㎡	6室
	ヘルスケア センター(介護棟)	125名	無・有	無 ・有	13.39～35.6 ㎡	120室
共用設備概要	食堂		設置階 リタイアメントリビング (自立棟・以下「R/L」) C棟1階にダイニングルーム(210.0㎡) 同階にファミリーダイニング(40.0㎡) ヘルスケアセンター (介護棟・以下「HCC」) D棟2階にダイニングルーム D棟3階にダイニングルーム D棟4階にダイニングルーム A棟1階にダイニングルーム(76㎡)			
	浴室	一般浴槽	設置階 R/L 各居室 D棟地階に一般浴室(57.1㎡)			
		介助浴室 (チェアイン) 特殊浴室 (ストレッチャー)	設置階 A棟1階に介助浴室(64.6㎡) D棟地階に特殊浴室(36.0㎡) D棟地階に介助浴室(84.0㎡) D棟地階に介助浴室(60㎡) D棟3階にシャワー浴室(16.616㎡)			
	便所		設置箇所 R/L各居室、地階・1～5階に共用 HCC各居室、地階・1～4階に共用			
	洗面設備		設置箇所 R/L各居室、地階・1・2階に共用 HCC各居室、地階・1・2・3・4階に共用			
	医務室(健康管理室)		設置階 D棟2階 (51.23㎡)			
	談話室		設置階 - 階 (㎡)			

	面談室	設置階	応接室C棟1階 (20.00㎡) 相談室D棟2階(16.4㎡)
	事務室	設置階	C棟1階、D棟3階
	洗濯室	設置階	C棟地下1階 (30.0㎡)
	汚物処理室	設置階	A棟1～5階、B棟2～5階 C棟地階、 2～4階、D棟2～4階
	看護・介護職員室	設置階	A棟1階、D棟2階、3階
	機能訓練室	設置階	R/L C棟地階のフィットネスルーム 及びウォーターエクササイズルーム（プ ール）と共用 (171.1㎡) HCC D棟地階の多目的ホールを利用 (23.8㎡) 他の共用施設との兼用 無 <input checked="" type="checkbox"/> ()
	健康・生きがい施設	設置階	マリンヘルス B棟1階 (129.7㎡)、 多目的ホール C棟2階(136.1㎡)、 和室 C棟2階(26.3㎡)、 アトリエ C棟2階(50.0㎡)、 図書室 C棟2階(33.8㎡)、 プレイルーム C棟1階 (180.0㎡)、 ラウンジ (喫茶) C棟1階(4.1㎡)、 フィットネスルームC棟地階(74.6㎡)、 ウォーターエクササイズルーム（プール） C棟地階(241.7㎡)、 デイルーム D棟2～4階(455.5㎡)
	外来者宿泊室	設置階	A棟4階(60.54㎡) C棟3階(16.0㎡)、4階(16.0㎡)
	緊急通報装置等緊急連絡	緊急通報装置等の種類及び設置箇所 <R/L> 入居者が居室内で携行するペンダントコール、ドレ ッシングルーム（洗面所）等に備付けの緊急用押ボタン 及び赤外線利用の生活リズムセンサー、居室に備付け のインターホン及び内線電話等を設置。 <HCC> 各居室内にナースコール設置。	
	エレベーター	6基(うちストレッチャー搬入可 5基)	
	居室のある区域の廊下幅	両手すり設置後の有効幅員 (1.4m～2.32m)	
消防設備概要	消火器 (無・ <input checked="" type="checkbox"/>)	自動火災報知設備 (無・ <input checked="" type="checkbox"/>)	
	火災通報設備 (無・ <input checked="" type="checkbox"/>)	スプリンクラー (無・ <input checked="" type="checkbox"/>)	
	防火管理者 (無・ <input checked="" type="checkbox"/>)	防災計画 (無・ <input checked="" type="checkbox"/>)	
危険区域の指定 状況	1 <input checked="" type="checkbox"/> 無		
	2 有	指定されている危険区域	
		1 水害 ・ 2 土砂災害 ・ 3 その他 ()	
同一敷地内の併設施設又は 事業所等の概要	クリニック油壺（個人医院：内科）D棟1階(375.65㎡)		

3 利用料概要

(1) 利用料の支払い方式

支払い方式		前払い方式	月払い方式	<input checked="" type="checkbox"/> 選択方式
入院等による不在時における利用料金（月払い）の取り扱い		<ol style="list-style-type: none"> ① 減額なし ② 日割り計算で減額 ③ 不在期間が 一日以上の場合に限り、日割り計算で減額 		
利用料金の改定	条件			
	手続き方法	運営懇談会の意見を聴き、入居者または身元引受人の同意を得る。		

(2) 前払い方式

一般居室(R/L)

費用の支払方法 ※9	<ul style="list-style-type: none"> ・前払金は入居時一括払い ・入居契約申込時に 100,000 円 銀行口座振込み ・残金は入居日前日までに、銀行口座振込みによる一括払い 月払いの利用料は、毎日の請求による月払い ① 翌月分を当月 27 日 : 基本サービス費、厨房維持費等 ② 前月分を当月 27 日 : 食費・光熱用水費等 上記①+②を毎月の請求額とし、会社の指定する銀行・支店に自己名義の普通預金口座を開設、その口座からの自動引落としとします。			
敷 金	<input checked="" type="checkbox"/> 有	(円、家賃相当額の	か月分)
前払金 (介護費用の前払金を除く)	法第 29 条第 6 項に規定される前払金	40,000,000 円	～	112,000,000 円
想定居住期間又は償却期間	<ol style="list-style-type: none"> 1. 65～69 歳 : 14.0 年 (168 ヶ月) 2. 70～79 歳 : 12.0 年 (144 ヶ月) 3. 80 歳以上 : 10.0 年 (120 ヶ月) 			

算定の基礎 (内訳)	65 歳～69 歳の入居	56,000,000 円～112,000,000 円
	70 歳～満 79 の入居	48,000,000 円～96,000,000 円
	80 歳以上の入居	40,000,000 円～80,000,000 円
	二人入居プラン (注 1)	756,000 円×各年齢の償却年数
	(注 1) 配偶者及び親族 (3 親等以内の血族) に限る。年齢が低い方を第 1 入居者とし、第 2 入居者は共用部家賃のみ徴収する。	
	〔内訳〕 ※前払金は全額非課税対象です。消費税はかかりません。	
	1. 居室家賃	
	※居室タイプ、入居年齢により 65 歳～69 歳、70 歳～79 歳、80 歳以上、単年利用プランの 4 プランにより異なる。	
	施設の開発費、土地代、建設費、大規模修繕を含む建物・設備等の修繕費、借入利息、租税公課、管理経費等	
	2. 共用部家賃	
	※全プラン共通	
	756,000 円/年の想定居住期間分となる。	
	共用施設及び設備の維持管理費、共用施設等の光熱用水費、火災保険料等の施設を快適な状態で入居者に提供するための費用。	
	3. 想定居住期間を超えて契約が継続する場合に備えた家賃	
	※15 の居室タイプにより異なる	
	居室家賃に占める割合	
	A5 タイプ 12.60%	A6 タイプ 12.89% B1 タイプ 12.66%
	B2 タイプ 12.88%	B3 タイプ 12.66% B4 タイプ 12.07%
	C1 タイプ 12.88%	C2 タイプ 13.06% C3 タイプ 11.78%
	C4 タイプ 12.66%	D1 タイプ 12.90% D2 タイプ 11.85%
	D3 タイプ 12.14%	E1 タイプ 12.80% E2 タイプ 13.68%
	前払金の算定にあたっては、厚生労働省の有料老人ホーム設置運営標準指導指針及び平成 24 年 3 月 16 日付事務連絡「有料老人ホームにおける家賃等の前払金の算定の基礎及び返還債務の金額の算定方法の明示について」で示された算式に基づき算定しています。	

解約時の返還金（算定方法等）	<p>契約終了時の返還金について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「想定居住期間を超えて契約が継続する場合に備えて受領する費用」は、入居日から3ヶ月経過後は返還されません。 ・入居者が居室の改装又は設備を付加した場合は原状回復のための実費を差し引くことがあります。 ・2人入居の場合は先に退去された方を第2入居者として返還金を算定します。 <p><算定方式> 返還金 = (前払金 - 非返還対象分) ÷ 償却期間の日数 × 契約終了日から償却期間満了日までの日数</p> <p>短期解約(入居後3ヶ月以内)の返還金について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入居契約第44条の場合は、入居日の翌日から居室明け渡し日までの目的施設利用の対価として、契約書表題部(6)記載の利用料を事業者を支払うことで契約を終了できます。事業者は、受領済みの前払金、月払いの利用料を入居者に対して無利息で返還します。 ・入居者の死亡による契約終了の場合は、受領済みの前払金、月払いの利用料を入居日の翌日から居室明け渡し日までの目的施設利用の対価として利用料を差し引いた残額を返還金受取人に対して無利息で返還します。 <p>※前払金のうち非返還対象部分は、上記に関わらず全額を無利息で返還します。</p> <p>※その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・月払いの利用料 : 利用日に応じた費用 ・電気、給湯、水道、電話代 : 利用実費 ・食費 : 利用喫食数に応じた費用 ・原状回復費 : 実費 <p>※解約時の返還金は、居室明け渡し後、90日以内に返還します。 期間：3ヶ月 起算日：入居日の翌日</p>					
	返還の対象とならない額の有無	無・ <input checked="" type="checkbox"/> 有 (4,090,000円～13,870,000) ※居室15タイプにより異なる				
初期償却の開始日	入居契約表題部に記載する入居日の翌日					
介護費用の前払金	なし					
算定の基礎（内訳）	—					
解約時の返還金（算定方法等）	—					
返還の対象とならない額の有無	無・有（ 円）					
初期償却の開始日	—					
月額利用料	196,568円（1人入居の場合） 328,233円（2人入居の場合）					
年齢に応じた金額設定	<input checked="" type="checkbox"/> 無・有					
要介護状態に応じた金額設定	<input checked="" type="checkbox"/> 無・有					
料金プラン	月額利用料	内 訳				
		基本サービス費	厨房維持費	食費	光熱水費	その他（組合費）

	自立・要介護 認定者 入居1人目	126,989	38,500	29,670	実費負担	1,500
	自立・要介護 認定者 入居2人目	63,495	38,500	29,670	実費負担	—
算定根拠	家賃相当額	前払金に含みます				
	共用部家賃	前払金に含みます				
	基本サービス 費	毎月 126,989円 (2人目: 63,495円) 施設運営維持管理費、事務費(施設内経理処理及び窓口対応)、フロントサービス費用、セキュリティーサービス費用、アクティビティに係る費用、トランスポーターションに係る費用等一般居室及び一時介護室の入居者に提供する基本的なサービスの対価。				
	厨房維持費	毎月 38,500円 (2人目: 38,500円) 厨房管理・事務費、厨房スタッフ人件費に係る費用				
	食費	1日3食(朝食220円、昼食357円、夕食412円)×30日分の概算額 ・おやつ 165円/1食 加算あり(希望者) ・スペシャルメニュー1,816円加算あり ※スペシャルメニューは原則として月1回実施します。 ※食事は予約制となり、前日の13時までの申し出にてキャンセル可能です。				
	光熱水費	※基本料金は平成27年4月1日現在のもの 居室毎の使用量に応じて徴収 ※一般居室に適用 給湯料: 基本料金(1,800円)+メーター管理により実費負担 水道料: 基本料金(2,140円)+メーター管理により実費負担 (水道料金は三浦市に準じる。2月に1度の請求) 電話料: 基本料金(2,500円)+課金データ管理により実費負担 電気料: 東京電力との直接契約				
	その他	尾上町シーサイドタウン団地管理組合法人管理組合費 1,500円/月/戸				
月額利用料に含まれない実費負担等	<ul style="list-style-type: none"> ・トランクルーム使用料、駐車場使用料(利用者のみ)、ペット管理費(利用者のみ) ・自立者が負担するもの 日帰り旅行時の飲食費・美術館等への入館料等、講習会での材料費、居室への食事配下膳、家事代行(基準を超える居室清掃、買物代行、その他家事全般)、事務代行(コピー、FAX等)、被服等クリーニング、居室への寝具貸し出し、オムツ代、個人使用の介護用品費、医療的介護サービス費、医師の往診、医療費、理美容 その他、有料サービス一覧表を参照ください。 ・要支援者・要介護者が負担するもの 日帰り旅行時の飲食費・美術館等への入館料等講習会での材料費、被服等クリーニング、オムツ代、個人使用の介護用品費、ダイルームでのおやつ代、医療的介護サービス費、医師の往診、医療費、理美容。 					

(3) 月払い方式

費用の支払方法	<p>月払いの利用料は、毎日の請求による月払い</p> <p>① 翌月分を当月27日 : 基本サービス費・厨房維持費等</p>
---------	---

	② 前月分を当月 27 日 : 食費、光熱用水費等 上記①+②を毎月の請求額とし、会社の指定する銀行・支店に自己名義の普通預金口座を開設、その口座からの自動引落としとします。					
敷金	<input checked="" type="checkbox"/> 無・有 (円、家賃相当額の か月分)					
月額利用料	495,659 円～975,324 円					
年齢に応じた金額設定	<input checked="" type="checkbox"/> 無・有					
要介護状態に応じた金額設定	<input checked="" type="checkbox"/> 無・有					
料金プラン	月額利用料	内 訳				
		家賃	基本サービス費	厨房維持費	食費	その他
	自立・要介護認定者 入居 1 人目	居室タイプによる	126,989	38,500	29,670	1,500
自立・要介護認定者 入居 2 人目	63,000	63,495	38,500	29,670	—	
算定根拠	家賃	1. 居室家賃 236,000 円～521,000 円 ※居室タイプにより異なる。 施設の開発費、土地代、建設費、大規模修繕を含む建物・設備等の修繕費、借入利息、租税公課、管理経費等 2. 共用部家賃 63,000 円/月 ※全プラン共通 共用施設及び設備の維持管理費、共用施設等の光熱用水費、火災保険料等の施設を快適な状態で入居者に提供するための費用。 ・二人入居の場合 お二人目は共用部家賃のみ				
	基本サービス費	毎月 126,989 円 (2 人目 : 63,495 円) 施設運営維持管理費、事務費 (施設内経理処理及び窓口対応)、フロントサービス費用、セキュリティサービス費用、アクティビティに係る費用、トランスポーターションに係る費用等一般居室及び一時介護室の入居者に提供する基本的なサービスの対価。				
	厨房維持費	毎月 38,500 円 (2 人目 : 38,500 円) 厨房管理・事務費、厨房スタッフ人件費に係る費用				

	食費	1日3食(朝食220円、昼食357円、夕食412円)×30日分の概算額 ・おやつ 165円/1食 加算あり(希望者) ・スペシャルメニュー 1,816円 加算あり ※スペシャルメニューは原則として月1回実施します。 ※食事は予約制となり、前日の13時までの申し出にてキャンセル可能です。
	光熱水費	居室内の光熱用水費、電話代等は別途実費負担
	その他	尾上町シーサイドタウン団地管理組合法人管理組合費 1,500円/月/戸
月額利用料に含まれない実費負担等	<ul style="list-style-type: none"> ・トランクルーム使用料、駐車場使用料(利用者のみ)、ペット管理費(利用者のみ) ・自立者が負担するもの <p>日帰り旅行時の飲食費・美術館等への入館料等、講習会での材料費、居室への食事配下膳、家事代行(基準を超える居室清掃、買物代行、その他家事全般)、事務代行(コピー、FAX等)、被服等クリーニング、居室への寝具貸し出し、オムツ代、個人使用の介護用品費、医療的介護サービス費、医師の往診、医療費、理美容</p> <p>その他、有料サービス一覧表を参照ください。”</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要支援者・要介護者が負担するもの <p>日帰り旅行時の飲食費・美術館等への入館料等講習会での材料費、被服等クリーニング、オムツ代、個人使用の介護用品費、デイルームでのおやつ代、医療的介護サービス費、医師の往診、医療費、理美容</p>	

(4) 前払金方式(ヘルスケアセンターA棟)

費用の支払方法	<ul style="list-style-type: none"> ・前払金は入居時一括払い ・入居契約申込時に100,000円 銀行口座振込み ・残金は入居前日までに、銀行口座振込みによる一括払い ・月払いの利用料は、毎月の請求による月払い ・口座から毎月27日までに自動引落し 											
敷金	無・有(円、家賃相当額の か月分)											
前払金	法第29条第6項に規定される前払金	4,644,000円 ～ 24,360,000円										
想定居住期間又は償却期間	<table border="0"> <tr> <td>1. 65～69歳：14.0年(168ヶ月)</td> <td>2. 70～79歳：12.0年(144ヶ月)</td> </tr> <tr> <td>3. 80歳：10.0年(120ヶ月)</td> <td>4. 81歳：9.0年(108ヶ月)</td> </tr> <tr> <td>5. 82歳：8.0年(96ヶ月)</td> <td>6. 83歳：7.0年(84ヶ月)</td> </tr> <tr> <td>7. 84歳：6.0年(72ヶ月)</td> <td>8. 85歳：5.0年(60ヶ月)</td> </tr> <tr> <td>9. 86歳：4.0年(48ヶ月)</td> <td>10. 87歳以上：3.0年(36ヶ月)</td> </tr> </table>		1. 65～69歳：14.0年(168ヶ月)	2. 70～79歳：12.0年(144ヶ月)	3. 80歳：10.0年(120ヶ月)	4. 81歳：9.0年(108ヶ月)	5. 82歳：8.0年(96ヶ月)	6. 83歳：7.0年(84ヶ月)	7. 84歳：6.0年(72ヶ月)	8. 85歳：5.0年(60ヶ月)	9. 86歳：4.0年(48ヶ月)	10. 87歳以上：3.0年(36ヶ月)
1. 65～69歳：14.0年(168ヶ月)	2. 70～79歳：12.0年(144ヶ月)											
3. 80歳：10.0年(120ヶ月)	4. 81歳：9.0年(108ヶ月)											
5. 82歳：8.0年(96ヶ月)	6. 83歳：7.0年(84ヶ月)											
7. 84歳：6.0年(72ヶ月)	8. 85歳：5.0年(60ヶ月)											
9. 86歳：4.0年(48ヶ月)	10. 87歳以上：3.0年(36ヶ月)											

<p>算定の基礎（内訳）</p>	<p>65歳～69歳の入居：21,672,000円、24,360,000円 70歳～79歳の入居：18,576,000円、20,880,000円 80歳の入居：15,480,000円、17,400,000円 81歳の入居：13,920,000円、15,660,000円 82歳の入居：12,384,000円、13,920,000円 83歳の入居：10,836,000円、12,180,000円 84歳の入居：9,288,000円、10,440,000円 85歳の入居：7,740,000円、8,700,000円 86歳の入居：6,192,000円、6,960,000円 87歳以上の入居：4,644,000円、5,220,000円</p> <p>[内訳] ※前払金は全額非課税対象です。消費税はかかりません。</p> <p>居室家賃の一部</p> <p>※入居年齢により65歳～69歳、70歳～79歳、80歳、81歳、82歳、83歳、84歳、85歳、86歳、87歳以上プランの10タイプにより異なる</p> <p>施設の開発費、土地代、建設費、大規模修繕を含む建物・設備等の修繕費、借入利息、租税公課、管理経費等</p> <p>前払金の算定にあたっては、厚生労働省の有料老人ホーム設置運営標準指導指針及び平成24年3月16日付事務連絡「有料老人ホームにおける家賃等の前払金の算定の基礎及び返還債務の金額の算定方法の明示について」で示された算式に基づき算定しています。</p>
------------------	--

解約時の返還金（算定方法等）	<p>契約終了時の返還金について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「想定居住期間を超えて契約が継続する場合に備えて受領する費用」は、入居日から3ヶ月経過後は返還されません。 ・入居者が居室の改装又は設備を付加した場合は原状回復のための実費を差し引くことがあります。 <p><算定方式> 返還金 = (前払金 - 非返還対象分) ÷ 償却期間の日数 × 契約終了日から償却期間満了日までの日数 ※契約終了日の翌日から90日以内に返還します。</p> <p>短期解約(入居後3ヶ月以内)の返還金について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入居契約第44条の場合は、入居日の翌日から居室明け渡し日までの目的施設利用の対価として、契約書表題部(6)記載の利用料を事業者を支払うことで契約を終了できます。事業者は、受領済みの前払金、月払いの利用料を入居者に対して無利息で返還します。 ・入居者の死亡による契約終了の場合は、受領済みの前払金、月払いの利用料を入居日の翌日から居室明け渡し日までの目的施設利用の対価として利用料を差し引いた残額を返還金受取人に対して無利息で返還します。 <p>※前払金のうち非返還対象部分は、上記に関わらず全額を無利息で返還します。</p> <p>※その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・月払いの利用料 : 利用日に応じた費用 ・電気、給湯、水道、電話代 : 利用実費 ・食費 : 利用喫食数に応じた費用 ・原状回復費 : 実費 <p>※解約時の返還金は、居室明け渡し後、90日以内に返還します。 期間：3ヶ月 起算日：入居日の翌日</p>			
	返還の対象とならない額の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 無 ・ 有		
初期償却の開始日	入居契約表題部に記載する入居日の翌日			
介護費用の前払金	なし			
算定の基礎（内訳）	—			
解約時の返還金（算定方法等）	—			
返還の対象とならない額の有無	無 ・ 有 (円)			
初期償却の開始日	—			
月額利用料	163,442 円			
年齢に応じた金額設定	<input checked="" type="checkbox"/> 無 ・ 有			
要介護状態に応じた金額設定	<input checked="" type="checkbox"/> 無 ・ 有			
料金プラン	月額利用料	内 訳		
		基本サービス費	介護費用	食費 その他

	A棟介護居室	95,242	38,500	29,700	—
	家賃相当額	前払金に含みます			
	共用部家賃	前払金に含みます			
算定根拠	基本サービス費	毎月 95,242 円 施設運営維持管理費、事務費（施設内経理処理及び窓口対応）、厨房維持費、フロントサービス費用、セキュリティサービス費用、アクティビティに係る費用、トランスポートーションに係る費用等一般居室及び一時介護室の入居者に提供する基本的なサービスの対価。			
	介護費用	毎月 38,500 円 看護・介護職員を基準以上に配置して提供する介護サービスの内、介護保険給付（利用者負担分を含む）による収入でカバーできない額に充当するものとして合理的な積算根拠に基づいて算出。人員配置は、介護保険の基準を超える要介護者等 2 人に対して、週 40 時間換算で介護・看護職員 1 以上を配置。 ※介護保険サービスの自己負担額は含まない。			
	食費	1 日 3 食（朝食 220 円、昼食 330 円、夕食 385 円）×30 日分の概算額 ・おやつ 55 円/1 食 加算あり（希望者のみ食費に含む） ・スペシャルメニュー 1,816 円加算あり（予約制） ※食事は予約制となり、前日の 13 時までの申し出にてキャンセル可能です。			
	光熱水費	入居者が居住する介護居室内の電気代、給湯料、水道料等は基本サービス費に含まれます。			
	その他	—			
月額利用料に含まれない実費負担等	<ul style="list-style-type: none"> ・トランクルームの使用料、駐車場使用料（利用者のみ）日帰り旅行時の飲食費・美術館等への入館料等、講習会での材料費、家事代行（基準を超える居室清掃、買物代行、その他家事全般）、事務代行（コピー、FAX等）、被服等クリーニング、オムツ代、個人使用の介護用品費、医療的介護サービス費、医師の往診、医療費、理美容 ・その他、有料サービス一覧表を参照ください。 				

(5) 月払い方式（ヘルスケアセンターA棟）

費用の支払方法	月払いの利用料は、毎日の請求による月払い ①翌月分を当月 27 日：基本サービス費・介護費用 ②前月分を当月 27 日：食費等 上記①+②を毎月の請求額とし、会社の指定する銀行・支店に自己名義の普通預金口座を開設、その口座からの自動引落としとします。	
敷金	<input type="checkbox"/> 無 ・ 有（ 円、家賃相当額の か月分）	
月額利用料	292,442 円～308,442 円	
年齢に応じた金額設定	<input type="checkbox"/> 無 ・ 有	
要介護状態に応じた金額設定	<input type="checkbox"/> 無 ・ 有	
料金プラン	月額利用料	内 訳

		家賃	基本サービス費	介護費用	食費	その他
	要支援・要介護認定者	居室タイプによる	95,242	38,500	29,700	—
算定根拠	家賃	<p>1. 居室家賃 66,000円～82,000円</p> <p>※居室タイプにより異なる。</p> <p>施設の開発費、土地代、建設費、大規模修繕を含む建物・設備等の修繕費、借入利息、租税公課、管理経費等</p> <p>2. 共用部家賃 63,000円/月</p> <p>※全プラン共通</p> <p>共用施設及び設備の維持管理費、共用施設等の光熱用水費、火災保険料等の施設を快適な状態で入居者に提供するための費用。</p>				
	基本サービス費	<p>毎月 95,242円</p> <p>施設運営維持管理費、事務費（施設内経理処理及び窓口対応）、厨房維持費、フロントサービス費用、セキュリティーサービス費用、アクティビティに係る費用、トランスポーターションに係る費用等一般居室及び一時介護室の入居者に提供する基本的なサービスの対価。</p>				
	介護費用	<p>毎月 38,500円</p> <p>看護・介護職員を基準以上に配置して提供する介護サービスの内、介護保険給付（利用者負担分を含む）による収入でカバーできない額に充当するものとして合理的な積算根拠に基づいて算出。人員配置は、介護保険の基準を超える要介護者等2人に対して、週40時間換算で介護・看護職員1以上を配置。</p>				
	食費	<p>1日3食（朝食220円、昼食330円、夕食385円）×30日分の概算額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・おやつ 55円/1食 加算あり（希望者のみ食費に含む） ・スペシャルメニュー 1,816円加算あり（予約制） <p>※食事は予約制となり、前日の13時までの申し出にてキャンセル可能です。</p>				
	光熱水費	<p>入居者が居住する介護居室内の電気代、給湯料、水道料等は基本サービス費に含まれます。</p>				
	その他	—				

月額利用料に含まれない実費負担等	<ul style="list-style-type: none"> ・トランクルームの使用料、駐車場使用料（利用者のみ）日帰り旅行時の飲食費・美術館等への入館料等、講習会での材料費、家事代行（基準を超える居室清掃、買物代行、その他家事全般）、事務代行（コピー、FAX等）、被服等クリーニング、オムツ代、個人使用の介護用品費、医療的介護サービス費、医師の往診、医療費、理美容 ・その他、有料サービス一覧表を参照ください。
------------------	--

(6) 前払金方式（ヘルスケアセンターC棟）

費用の支払方法	<ul style="list-style-type: none"> ・前払金は入居時一括払い ・入居契約申込時に100,000円 銀行口座振込み ・残金は入居前日までに、銀行口座振込みによる一括払い ・月払いの利用料は、毎月の請求による月払い ・口座から毎月27日までに自動引落し 										
敷金	<input checked="" type="checkbox"/> 無 ・ 有（ 円、家賃相当額の か月分）										
前払金	法第29条第6項に規定される前払金 4,284,000円 ～ 38,808,000円										
想定居住期間又は償却期間	<table border="0"> <tr> <td>1. 65～69歳：14.0年（168ヶ月）</td> <td>2. 70～79歳：12.0年（144ヶ月）</td> </tr> <tr> <td>3. 80歳：10.0年（120ヶ月）</td> <td>4. 81歳：9.0年（108ヶ月）</td> </tr> <tr> <td>5. 82歳：8.0年（96ヶ月）</td> <td>6. 83歳：7.0年（84ヶ月）</td> </tr> <tr> <td>7. 84歳：6.0年（72ヶ月）</td> <td>8. 85歳：5.0年（60ヶ月）</td> </tr> <tr> <td>9. 86歳：4.0年（48ヶ月）</td> <td>10. 87歳以上：3.0年（36ヶ月）</td> </tr> </table>	1. 65～69歳：14.0年（168ヶ月）	2. 70～79歳：12.0年（144ヶ月）	3. 80歳：10.0年（120ヶ月）	4. 81歳：9.0年（108ヶ月）	5. 82歳：8.0年（96ヶ月）	6. 83歳：7.0年（84ヶ月）	7. 84歳：6.0年（72ヶ月）	8. 85歳：5.0年（60ヶ月）	9. 86歳：4.0年（48ヶ月）	10. 87歳以上：3.0年（36ヶ月）
1. 65～69歳：14.0年（168ヶ月）	2. 70～79歳：12.0年（144ヶ月）										
3. 80歳：10.0年（120ヶ月）	4. 81歳：9.0年（108ヶ月）										
5. 82歳：8.0年（96ヶ月）	6. 83歳：7.0年（84ヶ月）										
7. 84歳：6.0年（72ヶ月）	8. 85歳：5.0年（60ヶ月）										
9. 86歳：4.0年（48ヶ月）	10. 87歳以上：3.0年（36ヶ月）										
	65歳～69歳の入居：1,992,000円～38,808,000円 70歳～79歳の入居：17,136,000円～33,264,000円 80歳の入居：14,280,000円～27,720,000円 81歳の入居：12,852,000円～24,948,000円 82歳の入居：11,424,000円～22,176,000円 83歳の入居：9,996,000円～19,404,000円 84歳の入居：8,568,000円～16,632,000円 85歳の入居：7,140,000円～13,860,000円 86歳の入居：5,712,000円～11,088,000円 87歳以上の入居：4,284,000円～8,316,000円 二人入居プラン（注1） 756,000円×各年齢の償却年数 （注1）配偶者及び親族（3親等以内の血族）に限る。年齢が低い方を第1入居者とし、第2入居者は共用部家賃のみ徴収する。 [内訳] ※前払金は全額非課税対象です。消費税はかかりません。										

算定の基礎 (内訳)	<p>居室家賃の一部</p> <p>※入居年齢により 65 歳～69 歳、70 歳～79 歳、80 歳、81 歳、82 歳、83 歳、84 歳、85 歳、86 歳、87 歳以上プランの 10 タイプにより異なる</p> <p>施設の開発費、土地代、建設費、大規模修繕を含む建物・設備等の修繕費、借入利息、租税公課、管理経費等</p> <p>前払金の算定にあたっては、厚生労働省の有料老人ホーム設置運営標準指導指針及び平成 24 年 3 月 16 日付事務連絡「有料老人ホームにおける家賃等の前払金の算定の基礎及び返還債務の金額の算定方法の明示について」で示された算式に基づき算定しています。</p>
解約時の返還金 (算定方法等)	<p>契約終了時の返還金について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「想定居住期間を超えて契約が継続する場合に備えて受領する費用」は、入居日から 3 ヶ月経過後は返還されません。 ・入居者が居室の改装又は設備を付加した場合は原状回復のための実費を差し引くことがあります。 <p><算定方式> 返還金 = (前払金 - 非返還対象分) ÷ 償却期間の日数 × 契約終了日から償却期間満了日までの日数</p> <p>※契約終了日の翌日から 90 日以内に返還します。</p> <p>短期解約(入居後 3 ヶ月以内)の返還金について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入居契約第 4 4 条の場合は、入居日の翌日から居室明け渡し日までの目的施設利用の対価として、契約書表題部 (6) 記載の利用料を事業者に支払うことで契約を終了できます。事業者は、受領済みの前払金、月払いの利用料を入居者に対して無利息で返還します。 ・入居者の死亡による契約終了の場合は、受領済みの前払金、月払いの利用料を入居日の翌日から居室明け渡し日までの目的施設利用の対価として利用料を差し引いた残額を返還金受取人に対して無利息で返還します。 <p>※前払金のうち非返還対象部分は、上記に関わらず全額を無利息で返還します。</p> <p>※その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・月払いの利用料 : 利用日に応じた費用 ・電気、給湯、水道、電話代 : 利用実費 ・食 費 : 利用喫食数に応じた費用 ・原状回復費 : 実費 <p>※解約時の返還金は、居室明け渡し後、90 日以内に返還します。</p> <p>期間 : 3 ヶ月 起算日 : 入居日の翌日</p>
解約時の返還金 (算定方法等)	<p>して利用料を差し引いた残額を返還金受取人に対して無利息で返還します。</p> <p>※前払金のうち非返還対象部分は、上記に関わらず全額を無利息で返還します。</p> <p>※その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・月払いの利用料 : 利用日に応じた費用 ・電気、給湯、水道、電話代 : 利用実費 ・食 費 : 利用喫食数に応じた費用 ・原状回復費 : 実費 <p>※解約時の返還金は、居室明け渡し後、90 日以内に返還します。</p> <p>期間 : 3 ヶ月 起算日 : 入居日の翌日</p>
返還の対象とならない額の有無	無・ <input checked="" type="checkbox"/> 有
初期償却の開始日	入居契約表題部に記載する入居日の翌日
介護費用の前払金	なし
算定の基礎 (内訳)	—

解約時の返還金（算定方法等）	—				
返還の対象とならない額の有無	無・有（ 円）				
初期償却の開始日	—				
月額利用料	160,470 円 ～274,130 円				
年齢に応じた金額設定	無・有				
要介護状態に応じた金額設定	無・有				
料金プラン	月額利用料	内 訳			
		基本サービス費	介護費用	食 費	その他
	要支援・要介護認定者1人目	95,242	38,500	29,700	—
	要支援・要介護認定者2人目	47,565	38,500	29,700	—
算定根拠	家賃相当額	前払金に含みます			
	共用部家賃	前払金に含みます			
	基本サービス費	毎月 95,242 円（2人目：47,565 円） 施設運営維持管理費、事務費（施設内経理処理及び窓口対応）、厨房維持費、フロントサービス費用、セキュリティーサービス費用、アクティビティに係る費用、トランスポーターションに係る費用等一般居室及び一時介護室の入居者に提供する基本的なサービスの対価。			
	介護費用	毎月 38,500 円（2人目：38,500 円） 看護・介護職員を基準以上に配置して提供する介護サービスの内、介護保険給付（利用者負担分を含む）による収入でカバーできない額に充当するものとして合理的な積算根拠に基づいて算出。人員配置は、介護保険の基準を超える要介護者等 2 人に対して、週 40 時間換算で介護・看護職員 1 以上を配置。 ※介護保険サービスの自己負担額は含まない。			
	食費	1日3食(朝食 220 円、昼食 330 円、夕食 385 円)×30 日分の概算額 ・おやつ 55 円/1 食 加算あり（希望者のみ食費に含む） ・スペシャルメニュー 1,816 円加算あり（予約制） ※食事は予約制となり、前日の 13 時までの申し出にてキャンセル可能です。			
	光熱水費	入居者が居住する介護居室内の電気代、給湯料、水道料等は基本サービス費に含まれます。			
	その他	—			

月額利用料に含まれない実費負担等	<ul style="list-style-type: none"> ・トランクルームの使用料、駐車場使用料（利用者のみ）日帰り旅行時の飲食費・美術館等への入館料等、講習会での材料費、家事代行（基準を超える居室清掃、買物代行、その他家事全般）、事務代行（コピー、FAX等）、被服等クリーニング、オムツ代、個人使用の介護用品費、医療的介護サービス費、医師の往診、医療費、理美容 ・その他、有料サービス一覧表を参照ください。
------------------	--

(7) 月払い方式（ヘルスケアセンターC棟）

費用の支払方法	月払いの利用料は、毎日の請求による月払い ①翌月分を当月27日：基本サービス費・介護費用 ②前月分を当月27日：食費等 上記①+②を毎月の請求額とし、会社の指定する銀行・支店に自己名義の普通預金口座を開設、その口座からの自動引落としとします。					
敷金	<input checked="" type="checkbox"/> 無・有（ 円、家賃相当額の か月分）					
月額利用料	282,442円～573,207円					
年齢に応じた金額設定	<input checked="" type="checkbox"/> 無・有					
要介護状態に応じた金額設定	<input checked="" type="checkbox"/> 無・有					
料金プラン	月額利用料	内 訳				
		家賃	基本サービス費	介護費用	食費	その他
	要支援・要介護認定者1人目	居室タイプによる	95,242	38,500	29,700	—
要支援・要介護認定者2人目	63,000	47,565	38,500	29,700	—	
算定根拠	家賃	1. 居室家賃 56,000円～168,000円 ※居室タイプにより異なる。 施設の開発費、土地代、建設費、大規模修繕を含む建物・設備等の修繕費、借入利息、租税公課、管理経費等 2. 共用部家賃 63,000円/月 ※全プラン共通 共用施設及び設備の維持管理費、共用施設等の光熱用水費、火災保険料等の施設を快適な状態で入居者に提供するための費用。				
	基本サービス費	毎月 95,242円（2人目：47,565） 施設運営維持管理費、事務費（施設内経理処理及び窓口対応）、厨房維持費、フロントサービス費用、セキュリティサービス費用、アクティビティに係る費用、トランスポートに係る費用等一般居室及び一時介護室の入居者に提供する基本的なサービスの対価。				

	介護費用	毎月 38,500 円 (2 人目 : 38,500 円) 看護・介護職員を基準以上に配置して提供する介護サービスの内、介護保険給付 (利用者負担分を含む) による収入でカバーできない額に充当するものとして合理的な積算根拠に基づいて算出。人員配置は、介護保険の基準を超える要介護者等 2 人に対して、週 40 時間換算で介護・看護職員 1 以上を配置。
	食費	1 日 3 食 (朝食 220 円、昼食 330 円、夕食 385 円) × 30 日分の概算額 ・おやつ 55 円/1 食 加算あり (希望者のみ食費に含む) ・スペシャルメニュー 1,816 円加算あり (予約制) ※食事は予約制となり、前日の 13 時までの申し出にてキャンセル可能です。
	光熱水費	入居者が居住する介護居室内の電気代、給湯料、水道料等は基本サービス費に含まれます。
	その他	—
月額利用料に含まれない実費負担等	<ul style="list-style-type: none"> ・トランクルームの使用料、駐車場使用料 (利用者のみ) 日帰り旅行時の飲食費・美術館等への入館料等、講習会での材料費、家事代行 (基準を超える居室清掃、買物代行、その他家事全般)、事務代行 (コピー、FAX 等)、被服等クリーニング、オムツ代、個人使用の介護用品費、医療的介護サービス費、医師の往診、医療費、理美容 ・その他、有料サービス一覧表を参照ください。 	

(8) 月払い方式 (ヘルスケアセンターD棟)

費用の支払方法 ※9	月払いの利用料は、毎日の請求による月払い ①翌月分を当月 27 日 : 基本サービス費・介護費用 ②前月分を当月 27 日 : 食費等 上記①+②を毎月の請求額とし、会社の指定する銀行・支店に自己名義の普通預金口座を開設、その口座からの自動引落としとします。					
敷金	<input checked="" type="checkbox"/> 無・有 (円、家賃相当額の か月分)					
月額利用料	特別個室	186,713 円				
	個室	176,713 円				
	準個室	161,713 円				
	2 人室	186,973 円 (1 人目)	89,473 円 (2 人目)			
年齢に応じた金額設定	<input checked="" type="checkbox"/> 無・有					
要介護状態に応じた金額設定	<input checked="" type="checkbox"/> 無・有					
料金プラン		内 訳				
	月額利用料	家賃	基本サービス費	介護費用	食費	その他
	特別個室	69,740	60,500	38,500	29,700	—
	個室	59,740	60,500	38,500	29,700	—
	準個室	44,740	60,500	38,500	29,700	—
	2 人室(1 人目)	70,000	60,500	38,500	29,700	—
〃 (2 人目)	—	30,250	38,500	29,700	—	

算定根拠	家賃	44,740円～70,000円 ※居室タイプにより異なる。 施設の開発費、土地代、建設費、大規模修繕を含む建物・設備等の修繕費、借入利息、租税公課、管理経費等 共用施設及び設備の維持管理費、共用施設等の光熱用水費、火災保険料等の施設を快適な状態で入居者に提供するための費用。
	基本サービス費	毎月 60,500円 (2人目: 30,250円) 施設運営維持管理費、事務費(施設内経理処理及び窓口対応)、厨房維持費、フロントサービス費用、セキュリティーサービス費用、アクティビティに係る費用、トランスポーターションに係る費用等一般居室及び一時介護室の入居者に提供する基本的なサービスの対価。
	介護費用	毎月 38,500円 (2人目: 38,500円) 看護・介護職員を基準以上に配置して提供する介護サービスの内、介護保険給付(利用者負担分を含む)による収入でカバーできない額に充当するものとして合理的な積算根拠に基づいて算出。人員配置は、介護保険の基準を超える要介護者等2人に対して、週40時間換算で介護・看護職員1以上を配置。 ※介護保険サービスの自己負担額は含まない。
	食費	1日3食(朝食220円、昼食330円、夕食385円)×30日分の概算額 ・おやつ 55円/1食 加算あり(希望者のみ食費に含む) ・スペシャルメニュー 1,816円 加算あり(予約制) ※食事は予約制となり、前日の13時までの申し出にてキャンセル可能です。
	光熱水費	入居者が居住する介護居室内の電気代、給湯料、水道料等は基本サービス費に含まれます。
	その他	—
月額利用料に含まれない実費負担等	<ul style="list-style-type: none"> ・トランクルームの使用料、駐車場使用料(利用者のみ)日帰り旅行時の飲食費・美術館等への入館料等、講習会での材料費、家事代行(基準を超える居室清掃、買物代行、その他家事全般)、事務代行(コピー、FAX等)、被服等クリーニング、オムツ代、個人使用の介護用品費、医療的介護サービス費、医師の往診、医療費、理美容 ・その他、有料サービス一覧表を参照ください。 	

(9) 契約解約手続き

事業主体から解約を求める場合	条件 (入居契約書第30条による)
	手続き (入居契約書第30条による)

	解約予告期間 (90 日)
入居者からの解約予告期間	30 日

(10) その他共通事項

利用料の改定	条件	神奈川県に係る消費者物価指数及び人件費等に変動があった場合に変更する。		
	手続き方法	県に事前相談し、運営懇談会の意見を聴いた上で、入居者または身元引受人の同意を得る。		
入院等による不在時における利用料金(月払い)の取り扱い	<input checked="" type="checkbox"/> 1 減額なし <input type="checkbox"/> 2 日割り計算で減額 <input type="checkbox"/> 3 不在期間が 日以上の場合に限り、日割り計算で減額			
消費税の対象外とする利用料等	家賃(その他税法上の規定に則る。)			
体験入居の取扱い	1 無			
	<input checked="" type="checkbox"/> 2 有	期間	6泊7日を上限とする。	
		費用	1人1泊 5,500円(食事代別途) ※介護保険の適用はありません。	

4 サービスの内容

(1) 全体の方針

運営に関する方針	老人福祉法、介護保険法、消費者契約法、その他関係法令を遵守し、神奈川県有料老人ホーム設置運営指導指針及び公益社団法人全国有料老人ホーム協会が定める倫理綱領については法令の下これを遵守し、本契約の定めに従い、入居者に対して、各種サービスを終身にわたって提供します		
サービスの提供内容の特色	<p>事業者はゼネラル・マネージャー(施設長)その他必要な職員を配置して、施設を適切に管理し、円滑な施設運営を図るとともに入居者の日常生活支援のために必要な各種サービスの提供を行います。事業者は、入居者に対して、次に掲げる各種サービスを提供します。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 介護(要支援者又は要介護者に対しては、「特定施設入居者生活介護等」の提供を含む。) 二 健康管理 三 食事の提供 四 生活相談、助言 五 生活サービス 六 レクリエーション 七 その他の支援サービス 		
サービス提供の状況※			
入浴、排せつ又は食事の介護	無 <input checked="" type="checkbox"/> 有	健康管理の供与	無 <input checked="" type="checkbox"/> 有
食事の提供	無 <input checked="" type="checkbox"/> 有	安否確認又は状況把握サービス	無 <input checked="" type="checkbox"/> 有

洗濯、掃除等の家事の供与	無 <input checked="" type="checkbox"/> 有	生活相談サービス	無 <input checked="" type="checkbox"/> 有
月額利用料に含まれるサービスの 内容・頻度等	一般居室	基本サービス費	<ul style="list-style-type: none"> 施設運営維持管理及び事務費 フロントサービス費 セキュリティーサービス費用 アクティビティに係る費用 厨房維持費 トランスポーターションに係る費用等
		厨房維持費	<ul style="list-style-type: none"> 厨房管理・事務費、厨房スタッフ人件費等に係る費用
		食費	<ul style="list-style-type: none"> 食堂にて1日3食の食事の提供 食事制限を必要とされる方への状態に合わせた食事の提供
		その他	なし
	ヘルスケアセンター	基本サービス費	施設運営維持管理費、事務費（施設内経理処理及び窓口対応）、光熱用水費、厨房維持費、アクティビティに係る費用等の介護居室の入居者に提供する基本的なサービスの対価。
		介護費用	<ul style="list-style-type: none"> 看護師及び介護士の24時間常駐体制維持の費用 要介護者等以外の入居者に対して提供する健康管理、健康診断の費用 日常生活支援サービス
		食費	<ul style="list-style-type: none"> 食堂にて1日3食の食事の提供 食事制限を必要とされる方への状態に合わせた食事の提供
		その他	なし
業務の委託状況・内容	無 <input checked="" type="checkbox"/> 有	委託先（㈱グリーンハウス：フードサービス業務） 委託先（㈱創生事業団：施設管理運営業務）	
安否確認の方法・頻度等	<R/L> 要介護者等には状態や必要性に応じて適時（居室訪問等による）安否確認を行ないます。 <HCC> 身体の状態に応じて1日数回（日中3回、夜間1～2時間に1回）居室の見回りを行ないます。		
サービスの提供に伴う事故等が発生した場合の損害賠償保険等への加入	無 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 有	保険名（東京海上日動火災保険株式会社）	

※各サービスの詳細は別添1「介護サービス等の一覧表」を参照してください。

(2) 介護を行う場所等

要介護時(認知症を含む)に介護を行う場所		軽度の介護については、入居されている居室において介護します。 ただし、心身の状況により居室移動の場合があります。
入居後に居室又は施設を住み替える場合		<ol style="list-style-type: none"> 1 一時介護室へ移る場合 2 別の居室へ住み替える場合 3 提携ホームへ住み替える場合
判断基準・手続、追加費用の要否、居室利用権の取扱い等	居室から一時介護室へ移る場合	常時介護が必要となった場合は、医師の意見を踏まえ入居者及び身元引受人の同意を得たうえで当施設内の一時介護室に転室し、介護を行います。居室の利用権は継続します。
	従前の居室から別の居室へ住み替える場合	一時介護室へ移り、一般居室を使用しない状態が3か月以上になった場合、医師の意見を踏まえ入居者及び身元引受人の同意を得たうえで当施設内の介護居室に転室していただきます。その際、一般居室の契約は解除となる為、前払金の未償却残高を返還し、新たに介護居室の入居契約を締結していただき、その契約に基づく料金をお支払いいただきます。
	提携ホームへ住み替える場合	—

(3) 医療の提供状況等

協力医療機関（又は嘱託医）の概要及び協力内容	名 称	クリニック油壺
	診療科目	内科、リウマチ科、膠原病内科、アレルギー科
	所在地	三浦市尾上町 18-150
	距離及び所要時間	当施設敷地内
	協力内容	事業者の指定医師としてコート内で入居者の健康相談(1回/週)に当る。 その他、健康管理全般、コートスタッフへのアドバイス
協力医療機関（又は嘱託医）の概要及び協力内容	名 称	三浦市立病院
	診療科目	内科・外科・整形外科・小児科・産婦人科・眼科・脳神経外科・耳鼻咽喉科・泌尿器科・皮膚科・フットケア外来・リハビリテーション科・臨床検査科・放射線科・薬剤科
	所在地	三浦市岬陽町 4 番 33 号
	距離及び所要時間	2.1km/車で約 10 分
	協力内容	受診、治療並びに人間ドック、定期健康診断
協力医療機関（又は嘱託医）	名 称	横須賀市立市民病院

医) の概要及び協力内容	診療科目	内科・呼吸器内科・消化器内科・腎臓内科・循環器内科・脳神経内科・血液内科・内分泌/糖尿病内科・外科・消化器外科・肛門外科・乳腺外科・脳神経外科・整形外科・形成外科・関節外科・精神科・横須賀リウマチセンター・小児科・皮膚科・泌尿器科・眼科・婦人科・産科・耳鼻いんこう科・リハビリテーション療法科・放射線科・病理診断科・麻酔科・歯科口腔外科・健康管理科・
	所在地	横須賀市長坂1丁目3番2号
	距離及び所要時間	11.0km/車で約30分
	協力内容	受診、治療並びに人間ドック、定期健康診断
協力医療機関（又は嘱託医）の概要及び協力内容	名称	衣笠病院
	診療科目	内科・精神科・神経科・小児科・外科・整形外科・皮膚科・泌尿器科・産婦人科・眼科・耳鼻咽喉科・リハビリテーション科・放射線科・麻酔科
	所在地	横須賀市小矢部2丁目23番1号
	距離及び所要時間	15.5km/車で約45分
	協力内容	受診、治療並びに人間ドック定期健康診断
協力医療機関（又は嘱託医）の概要及び協力内容	名称	鎌倉リハビリテーション聖テレジア病院
	診療科目	内科、循環器科、消化器科、神経内科、整形外科、眼科、皮膚科、神経精神科、リハビリテーション科、泌尿器科、婦人科、放射線科
	所在地	鎌倉市腰越1丁目2-1
	距離及び所要時間	29kmコートより車で約1時間30分
	協力内容	受診、治療並びに人間ドック、定期健康診断、入院支援
協力医療機関（又は嘱託医）の概要及び協力内容	名称	聖ヨゼフ病院
	診療科目	内科、小児科、外科、整形外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、放射線科、リハビリテーション科、リウマチ科
	所在地	横須賀市緑が丘28
	距離及び所要時間	19km/車で約1時間
	協力内容	外来受診及び入院治療、健康管理
協力歯科医療機関（又は嘱託医）の概要及び協力内容	名称	石井歯科
	所在地	三浦市南下浦町上宮田3182-5
	距離及び所要時間	8.0km/車で約15分
	協力内容	訪問歯科診療・口腔衛生管理や歯科相談及び治療等の助言・指導、コートの依頼に基づき口腔状態アセスメントと口腔ケア方針の制定
入居者が医療を要する場合の対応※	協力医療機関への通院の同行は、月額利用料に含みます。 ・入院について	

	<p>ご入居者が協力医療機関に入退院される場合にはスタッフによる事務手続きの代行、送迎車両のサービスを提供いたします。入院中は、ケアスタッフが定期的にお見舞い（1回/週）をして、家族との連絡、洗濯物の交換、郵便物のお届け等のお手伝いをいたします。</p> <p>入院中の基本サービス費、介護費用については既定の料金をいただきます。</p>
--	---

※入居者の意思確認、医師の判断、医療機関の選定、費用負担、長期に入院する場合の対応等。

5 職員体制

(1) 職種別の職員数等

(令和3年 7月 1日現在)

		職員数		夜間勤務職員数 (17時～翌9時) (最少人数)	備考 (兼務・委託等)
		常勤	非常勤		
従業者の内訳	管理者	1			
	生活相談員	3			介護職員：1名兼務 その他職員：1名兼務
	介護職員	32	34	5	常勤3名：嘱託
	看護職員	2	22	1	
	機能訓練指導員				
	理学療法士	1			
	作業療法士				
	その他				
	計画作成担当者	5			介護支援専門員資格有 介護職員：4名兼務 2名嘱託
	栄養士	3			委託
	調理員	4			委託
	事務職員	3	4		1名嘱託
	その他職員	7	11		7名嘱託
合計					

(2) 職員の状況

管理者	他の職務との兼務		無 ・ 有								
	資格等	1	無								
		2	有								
	資格等の名称										
	看護職員		介護職員		生活相談員		機能訓練指導員		計画作成担当者		
	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	
前年度1年間の採用者数	0	8	7	5	0	0	0	0	0	0	
前年度1年間の退職者数	0	7	3	10	0	1	0	0	0	0	

業務に従事した経験年数に応じた職員の数	1年未満		8	5	5					
	1年以上 3年未満	2	5	9	24	1				
	3年以上 5年未満			5	1					
	5年以上 10年未満		4	2						
	10年以上		4	8	4	1		1		4
従業者の健康診断の実施状況					1 あり	2 なし				

(3) 介護職員の保健福祉に係る資格取得状況

社会福祉士	2人	介護職員実務者研修修了者	1人
介護福祉士	22人	介護職員初任者研修修了者	16人
介護支援専門員	5人	資格なし	26人

6 入居状況等

(令和3年 7月 1日現在)

入居者数及び定員	154人 (定員 246人)			
入居者の状況	男性	41人	女性	113人
	自立	37人		
	要支援	13人	(内訳)	要支援1 6人 要支援2 7人
	要介護	104人	(内訳)	要介護1 38人 要介護2 23人 要介護3 19人 要介護4 20人 要介護5 4人
平均年齢	87.3歳 (男性 86.6歳、女性 87.5歳)			

7 退去状況等

前年度における退去者の状況	退去先別の人数	自宅等	5人	
		社会福祉施設	0人	
		医療機関	2人	
		死亡者	40人	
		その他	人	
	生前解約の状況	施設側の申し出	(解約事由の例)	人
				7人
		入居者側の申し出	(解約事由の例) ・特養転居 ・退院困難	

8 その他運営体制

運営懇談会の実施状況	1 無		
	2 有	1 代替措置あり（書面によって説明と同意を得る）	
高齢者の居住の安定確保に関する法律第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅の登録	無 ・ 有		
苦情解決の体制（相談、責任者、連絡先、第三者機関の連絡先等）	<p>施設 施設長、生活相談員 TEL 046-883-3800 本社 株式会社ソノラス TEL 03-5549-2600 ＊施設及び本社での解決が難しい場合は、次の第三者機関や行政に相談することができます。</p> <p>第三者機関、行政等 ・公益社団法人全国有料老人ホーム協会 TEL 03-3548-1077 ・神奈川県国民健康保険団体連合会 苦情専用電話 TEL 0570-022110 ・神奈川県国民健康保険団体連合会 介護苦情相談係 TEL 045-329-3447 ・神奈川県福祉子どもみらい局福祉部高齢福祉課 TEL 045-210-1111（代表） ・三浦市高齢介護課 TEL 046-882-1111（代表）</p>		
事故発生時の対応（医療機関等との連携、家族等への連絡方法・説明等）	事故対応マニュアルに基づいて、応急措置を行い、協力医療機関への搬送もしくは、119番通報により医療機関への搬送を行うとともに、身元引受人等への連絡を行います。また、事故についての検証、今後の防止策を講じます。		
生活保護受給者の受入れ対応	否 ・ 可		
身元引受人の条件及び義務等	身元引受人を一人定めて頂きます。 身元引受人は本契約に基づく入居者の事業者に対する債務について、入居者と連帯して履行の責を負います。また、必要な時には入居者の身柄を引き取ります。身元引受人を変更する時は事業者の承認を要します。		
公益社団法人全国有料老人ホーム協会及び同協会の入居者生活保証制度への加入状況	協会への加入	無 ・ 有	
	入居者基金への加入	無 ・ 有	
利用者アンケート調査、意見箱等利用者の意見等を把握する取組の状況	1 無		
	2 有	実施日	
		結果の開示	無 ・ 有
第三者による評価の実施状況	1 無		
	2 有	実施日	
		評価機関名称	
		結果の開示	無 ・ 有

看取りの対応	無 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 有
--------	---

9 情報開示

入居希望者等への情報開示	重要事項説明書の公開	1 公開 (閲覧 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 写し交付)	2 非公開
	入居契約書の公開	1 公開 (閲覧 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 写し交付)	2 非公開
	管理規程の公開	1 公開 (閲覧 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 写し交付)	2 非公開
	財務諸表の公開	1 公開 (<input checked="" type="checkbox"/> 閲覧 ・ 写し交付)	2 非公開
	事業収支計画の公開	1 公開 (<input checked="" type="checkbox"/> 閲覧 ・ 写し交付)	2 非公開

添付書類：別添1「介護サービス等の一覧表」

別添2「神奈川県有料老人ホーム設置運営指導指針 適合表」

別添3「介護保険サービスに関する給付体制等の一覧表」(介護付の場合のみ)

別添4「短期利用のサービス等の概要」(設定がある場合のみ)

契約の締結にあたり、利用料の詳細な支払い方法を含め、本有料老人ホーム重要事項説明書により説明を行いました。

令和 年 月 日 説明者署名 ⑩

契約の締結に当たり、利用料の詳細な支払い方法を含め、本有料老人ホーム重要事項説明書により説明を受けました。

令和 年 月 日 署名又は記名・押印 ⑩

介護サービス等の一覧表

特定施設入居者生活介護（介護予防を含む）の指定（有）

区 分		自 立（自立棟）			要支援 1～2（介護棟）			要介護 1～5（介護棟）		
提供サービスの別		利用料金に含まれるサービス	その都度徴収するサービス		介護予防特定施設入居者生活介護により提供されるサービス、又は、利用料金に含まれるサービス	その都度徴収するサービス		特定施設入居者生活介護により提供されるサービス、又は、利用料金に含まれるサービス	その都度徴収するサービス	
サービスの提供内容等		提供方法（回数等）	提供方法（回数等）	金額（単価）	提供方法（回数等）	提供方法（回数等）	金額（単価）	提供方法（回数等）	提供方法（回数等）	金額（単価）
1. 介護サービス										
①巡回										
・昼間 9時～ 17時	有	必要時対応	—		3回程度	—		3回程度	—	
・夜間 17時～ 9時	有	必要時対応	—		1～2時間おき（体調を考慮）	—		1～2時間おき（体調を考慮）	—	
②食事介助										
	有	必要時対応	—		必要時対応	—		必要時対応	—	
③排泄										
・排泄介助	有	—	—		必要時対応	—		必要時対応	—	
・おむつ交換	有	—	—		必要時対応	—		必要時対応	—	
④入浴等										
・清拭	有	—	—		必要時対応	—		必要時対応	—	
・一般浴介助	有	—	—		週2回	週3回目以降 希望時	1,500円/回	週2回	週3回目以降 希望時	1,500円/回
・特浴介助	有	—	—		週2回	週3回目以降 希望時	1,500円/回	週2回	週3回目以降 希望時	1,500円/回
⑤身辺介助										
・体位交換	有	—	—		必要時対応	—		必要時対応	—	
・居室からの移動	有	—	—		必要時対応	—		必要時対応	—	
・衣類の着脱	有	—	—		必要時対応	—		必要時対応	—	
・身だしなみ介助	有	—	—		必要時対応	—		必要時対応	—	
⑥機能訓練										
	有	—	—		週1回程度	—		週1回程度	—	
⑦通院の介助										
	有	—	—		協力医療機関	協力医療機関外	1,000円/時間	協力医療機関	協力医療機関外	1,000円/時間
⑧緊急時対応										
	有	必要時対応	—		必要時対応	—		必要時対応	—	
2. 生活サービス										
①家事										
・清掃	有	—	希望時	1,000円/回	週1回程度	—		週1回程度	—	
・洗濯	有	—	—		毎日対応	—		毎日対応	—	
②居室配膳・下膳										
	有	体調不良時のみ対応	希望時	300円/回	体調不良時のみ対応	—		体調不良時のみ対応	—	
③理美容										
	有	—	訪問理美容師対応	実費	—	訪問理美容師対応	実費	—	訪問理美容師対応	実費
④代行										
・買物	有	週1回指定曜日	週2回目以降	500円/回	週1回指定曜日	週2回目以降	500円/回	週1回指定曜日	週2回目以降	500円/回
・役所手続	有	週1回指定曜日	週2回目以降	500円/回	週1回指定曜日	週2回目以降	500円/回	週1回指定曜日	週2回目以降	500円/回
3. 健康管理サービス										
・健康診断	有	—	年2回	実費	—	年2回	実費	—	年2回	実費
・健康相談	有	適宜対応	—		適宜対応	—		適宜対応	—	
・生活指導	有	適宜対応	—		適宜対応	—		適宜対応	—	
・医師の往診	有	—	必要時	医療保険適用	—	上限月2回	居宅療養管理指導	—	上限月2回	居宅療養管理指導
4. 入退院時、入院中のサービス										
・入退院時の同行	有	協力医療機関	協力医療機関外	1,000円/時間	協力医療機関	協力医療機関外	1,000円/時間	協力医療機関	協力医療機関外	1,000円/時間
5. その他サービス										
・レクリエーション	有	毎日実施	他イベント時	実費	毎日実施	他イベント時	実費	毎日実施	他イベント時	実費

注1) 自立・要支援1～2・要介護1～5を区分した場合は8区分となるが、提供サービス内容が同じである場合等は、適宜、複数の区分をまとめることとして差し支えない。

注2) 「提供サービスの別」の「利用料金」とは、前払金および月額利用料を指す。なお、特定施設入居者生活介護（介護予防を含む）の指定を受けていない場合は、要支援・要介護の欄は、「利用料金に含まれるサービス」とすること。

注3) 各サービスごとに提供方法（回数等）及び金額（費用負担等）を明示すること。

注4) 上記のサービス項目以外に、サービス提供の状況等に応じ、適宜、項目の順序の変更、項目の追加等を行って差し支えない。

神奈川県有料老人ホーム設置運営指導指針 適合表

(本表は、指導指針の「建物の規模及び構造設備」の主な項目について、適合の有無を確認するものです。)

No.	指針項目	設備の有無	適合・不適合	不適合となっている項目についてチェック	備考(代替措置・改善計画等)
1	居室 (一時介護室)		適合	<input type="checkbox"/> 個室ではない(相部屋がある)。 <input type="checkbox"/> 面積が13㎡以上(夫婦等居室は一人当たり10.65㎡以上)ない。 <input type="checkbox"/> 界壁で区分されていない。	
2	食堂	有	適合	<input type="checkbox"/> 機能を十分に発揮し得る適当な広さ有していない。	
3	浴室	有	適合	(居室内に設置していない場合) <input type="checkbox"/> 全ての入居者が利用できる適当な規模・数を設けていない。 (要介護者等を入居対象とする場合) <input type="checkbox"/> 身体の不自由な者が使用するのに適していない。	
4	便所	有	適合	<input type="checkbox"/> 常夜灯がない。 <input type="checkbox"/> 手すりがない。 (居室内に設置していない場合) <input type="checkbox"/> 居室の近くでない。 <input type="checkbox"/> 全ての入居者が利用できる適当な規模・数を設けていない。	
5	洗面設備	有	適合	(居室内に設置していない場合) <input type="checkbox"/> 全ての入居者が利用できる適当な規模・数を設けていない。	
6	汚物処理室	有	適合	<input type="checkbox"/> 居室のある階ごとに設置していない。	
7	面談室	有	適合	<input type="checkbox"/> プライバシーの保護に配慮した構造になっていない。	
8	医務室 (健康管理室)	有			
9	看護・介護職員室	有			
10	機能訓練室	有			
11	談話室	有			
12	洗濯室	有			
13	エレベーター	有			
14	スプリンクラー	有			
15	健康・生きがい 施設	有			
16	緊急通報装置	有	適合	(未設置箇所) <input type="checkbox"/> 居室 <input type="checkbox"/> 一時介護室 <input type="checkbox"/> 浴室 <input type="checkbox"/> 脱衣室 <input type="checkbox"/> 便所	
17	廊下		適合	<input type="checkbox"/> 廊下幅が1.8m(1.4m※)以上ない。 ※すべての居室が個室で、床面積が18㎡以上であって、かつ、居室内に便所及び洗面設備が設置されている場合は廊下の有効幅員は1.4m以上とすることができる。	
18	居室等の出入口		適合	<input type="checkbox"/> 引き戸やドアハンドル等を備えていない。	

その他(上記項目以外の主な指針不適合事項)

例(必要な職員を配置していない、前払金の保全措置を講じていない等、事業者が入居者に説明すべきと考える事項を記載してください。)

※ 代替措置、改善計画等は、別紙で明記することも可とする。

介護保険サービスに関する給付体制等の一覧表

1 給付体制等の概要

介護保険施設種別	1 介護専用型 2 <input checked="" type="checkbox"/> 混合型 3 混合型（外部サービス利用型） 4 地域密着型 5 <input checked="" type="checkbox"/> 介護予防 6 介護予防（外部サービス利用型）																		
介護保険に係る利用料（適用を受ける場合は、市区町村から交付される「介護保険負担割合証」に記載された利用者負担の割合に応じた額）	特定施設入居者生活介護 （1か月30日の例）																		
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区 分</th> <th style="width: 35%;">月 額</th> <th style="width: 50%;">利用者負担額（1割の場合）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>要介護1</td> <td>191,679円</td> <td>19,168円</td> </tr> <tr> <td>要介護2</td> <td>213,913円</td> <td>21,392円</td> </tr> <tr> <td>要介護3</td> <td>237,514円</td> <td>23,752円</td> </tr> <tr> <td>要介護4</td> <td>259,091円</td> <td>25,910円</td> </tr> <tr> <td>要介護5</td> <td>282,353円</td> <td>28,236円</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	月 額	利用者負担額（1割の場合）	要介護1	191,679円	19,168円	要介護2	213,913円	21,392円	要介護3	237,514円	23,752円	要介護4	259,091円	25,910円	要介護5	282,353円	28,236円
	区 分	月 額	利用者負担額（1割の場合）																
	要介護1	191,679円	19,168円																
	要介護2	213,913円	21,392円																
	要介護3	237,514円	23,752円																
	要介護4	259,091円	25,910円																
	要介護5	282,353円	28,236円																
	各種加算の状況																		
	身体拘束廃止取組の有無	減算型・ <input checked="" type="checkbox"/> 基準型																	
	退院・退所時連携加算	<input checked="" type="checkbox"/> 無・有																	
	入居継続支援加算	<input checked="" type="checkbox"/> 無・有																	
	生活機能向上連携加算	<input checked="" type="checkbox"/> 無・有																	
	個別機能訓練加算	無・ <input checked="" type="checkbox"/> 有	<input checked="" type="checkbox"/> (I)																
			<input type="checkbox"/> (II)																
	夜間看護体制加算	無・ <input checked="" type="checkbox"/> 有																	
	若年性認知症入居者受入加算	<input checked="" type="checkbox"/> 無・有																	
	医療機関連携加算	無・ <input checked="" type="checkbox"/> 有																	
	口腔衛生管理体制加算	<input checked="" type="checkbox"/> 無・有																	
	栄養スクリーニング加算	<input checked="" type="checkbox"/> 無・有	<input checked="" type="checkbox"/> (I)																
			<input type="checkbox"/> (II)																
	看取り介護加算	無・ <input checked="" type="checkbox"/> 有	<input checked="" type="checkbox"/> (I)																
			<input type="checkbox"/> (II)																
			<input type="checkbox"/> (III)																
	認知症専門ケア加算	<input checked="" type="checkbox"/> 無・有	<input type="checkbox"/> (I)																
<input type="checkbox"/> (II)																			
サービス提供体制強化加算	無・ <input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> (I)イ																	
		<input type="checkbox"/> (I)ロ																	
		<input checked="" type="checkbox"/> (II)																	
介護職員処遇改善加算	無・ <input checked="" type="checkbox"/> 有	<input checked="" type="checkbox"/> I																	
		<input type="checkbox"/> II																	
		<input type="checkbox"/> III																	
		<input type="checkbox"/> IV																	
		<input type="checkbox"/> V																	
介護職員等特定処遇改善加算	無・ <input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> I																	
		<input checked="" type="checkbox"/> II																	
口腔衛生管理体制加算	<input checked="" type="checkbox"/> 無・有																		
栄養スクリーニング加算	<input checked="" type="checkbox"/> 無・有																		

介護保険に係る利用料(適用を受ける場合は、市区町村から交付される「介護保険負担割合証」に記載された利用者負担の割合に応じた額)	介護予防特定施設入居者生活介護 (1か月30日の例)	
	区分	月額
	要支援1	68,316円
	要支援2	111,788円
	利用者負担額(1割の場合)	
	要支援1	6,832円
	要支援2	11,179円
	各種加算の状況	
	身体拘束廃止取組の有無	減算型・ <input checked="" type="checkbox"/> 基準型
	生活機能向上連携加算	<input checked="" type="checkbox"/> 無・有
個別機能訓練加算	無・ <input checked="" type="checkbox"/> 有	
若年性認知症入居者受入加算	<input checked="" type="checkbox"/> 無・有	
医療機関連携加算	無・ <input checked="" type="checkbox"/> 有	
口腔衛生管理体制加算	<input checked="" type="checkbox"/> 無・有	
栄養スクリーニング加算	<input checked="" type="checkbox"/> 無・有	
認知症専門ケア加算	<input checked="" type="checkbox"/> 無・有	
		(I)
		(II)
サービス提供体制強化加算	無・ <input checked="" type="checkbox"/> 有	(I)イ
		(I)ロ
		(II)
		<input checked="" type="checkbox"/> III
介護職員処遇改善加算	無・ <input checked="" type="checkbox"/> 有	I
		II
		III
		IV
		V
介護職員等特定処遇改善加算	無・ <input checked="" type="checkbox"/> 有	I
		<input checked="" type="checkbox"/> II
短期利用の設定(短期利用特定施設入居者生活介護の届出)	<input checked="" type="checkbox"/> 無・有	有の場合は別添短期利用のサービス等の概要 参照

2 要介護者・要支援者に対する直接処遇職員体制

	前々年度の平均値	前年度の平均値	記入日時点の平均値
要支援者の人数	14.3	14.6	13
要介護者の人数	87.7	79.8	104
指定基準上の直接処遇職員の数	31.0	28.1	35.9
配置している直接処遇職員の数	51.1	64.3	62.7
要支援者・要介護者の合計数人に対する配置直接処遇職員の数人の割合	2:1以上	2:1以上	2:1以上
常勤換算方法の考え方	常勤職員の週勤務時間 40 時間で除して算出		
従業者の勤務体制の概要	介護職員	早番	7:00～16:00
		日勤	8:30～17:30
		遅番	10:00～19:00
		夜勤	17:00～9:00
	看護職員	早番	: ~ :
		日勤	8:30～17:30
		遅番	: ~ :
		夜勤	17:00～9:00

